

議第35号

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「第30条第1項第2号イ」の右に「，第41条の2第1項第1号及び第2号」を加える。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

共生型障害福祉サービス事業者に係る事業及び施設の人員，設備及び運営の基準を定める必要があるので提案する。